

申告の際は、マイナンバーの提示が必要です！

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、令和5年度町・県民税申告書および令和4年分所得税確定申告書の提出の際には、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要となります。

必要な本人確認書類は次のとおりです。



マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードをお持ちください。マイナンバーカードには顔写真が付いているので、マイナンバーカードのみでマイナンバーおよび本人の確認が可能です。

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方

ご記入いただくマイナンバーと、そのマイナンバーの持ち主であることの確認書類が必要なため、**確認書類①と②**をお持ちください。

確認書類① ▶ マイナンバーの確認書類

例) 通知カード*、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）などのうちいずれか1つ

※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

確認書類② ▶ マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

例) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ（※ 写真表示のない身元確認書類（保険証等）の提示のときには、2種類以上の書類が必要です。例保険証とキャッシュカード等）

譲渡所得・青色申告等の申告相談について

次のような申告を希望される方は、柳井税務署で申告相談をお願いします。

- ・ 株式や土地などの譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得
- ・ 青色申告
- ・ 損失申告
- ・ 初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告



「申告相談所」の会場が変わります

令和5年の申告相談の会場が前回から変更になる地区があります。

その他の会場を含む全体の「申告相談所開設日程」については、1月号の広報でお知らせします。

【前回から変更となる地区】

地区	(旧) 会場	(新) 会場
大島	しまとびあスカイセンター	大島庁舎